

様式第38(第6条関係)

(表)

市町村コード												
4 6 2 0 1 2			法人市民税									
鹿 児 島			領 収 証 書									
鹿 児 島 市												
口座番号				加 入 者								
02070 - 6 - 960001				鹿児島市会計管理者								
所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)												
年度	処 理 事 項								管 理 番 号			
事業年度又は連結事業年度						申 告 区 分						
. . . から . . . まで												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日												領 収 日 付 印
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり領収しました。												
(納税者 保管)												

市町村コード												
4 6 2 0 1 2			法人市民税									
鹿 児 島			納 付 書									
鹿 児 島 市												
口座番号				加 入 者								
02070 - 6 - 960001				鹿児島市会計管理者								
所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)												
年度	処 理 事 項								管 理 番 号			
事業年度又は連結事業年度						申 告 区 分						
. . . から . . . まで												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日												領 収 日 付 印
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり納付します。												
(受付店・受付局保管)												

市町村コード												
4 6 2 0 1 2			法人市民税									
鹿 児 島			領 収 済 通 知 書									
鹿 児 島 市												
口座番号				加 入 者								
02070 - 6 - 960001				鹿児島市会計管理者								
所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)												
年度	処 理 事 項								管 理 番 号			
事業年度又は連結事業年度						申 告 区 分						
. . . から . . . まで												
法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											
法定又は、更正・決定納付期限 年 月 日												領 収 日 付 印
誓約納付予定日 年 月 日												
上記のとおり通知します。												
鹿児島銀行事務集中センターへ 取りまとめ店 〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センターへ												鹿児島 市役所へ
(鹿児島市保管)												

1 納付場所

- ◎鹿児島市役所納税課及び各支所税務窓口
- ◎鹿児島市指定金融機関 鹿児島銀行本店、各支店、各出張所及び代理店
- ◎鹿児島市収納代理金融機関
 - ・次の本店、各支店及び各出張所
 - (銀行) 南日本・三井住友・みずほ(窓口納付不可)・肥後・福岡・宮崎・熊本・西日本シティ・宮崎太陽
 - (信託銀行) みずほ
 - (信用金庫) 鹿児島・鹿児島相互・奄美大島
 - (組合) 鹿児島興業信用
 - (農業協同組合) 鹿児島県信用農業協同組合連合会・鹿児島みらい・いぶすき・さつま日置
 - (金庫) 九州労働
 - ・次の鹿児島県内各店舗
 - (漁業協同組合) 九州信用漁業協同組合連合会
 - ・九州内のゆうちょ銀行または郵便局(沖縄県を除く)

※ ゆうちょ銀行(郵便局を含む)は、納期限又は納付予定日を過ぎると受け付けないこともありますのでご注意ください。

2 延滞金について

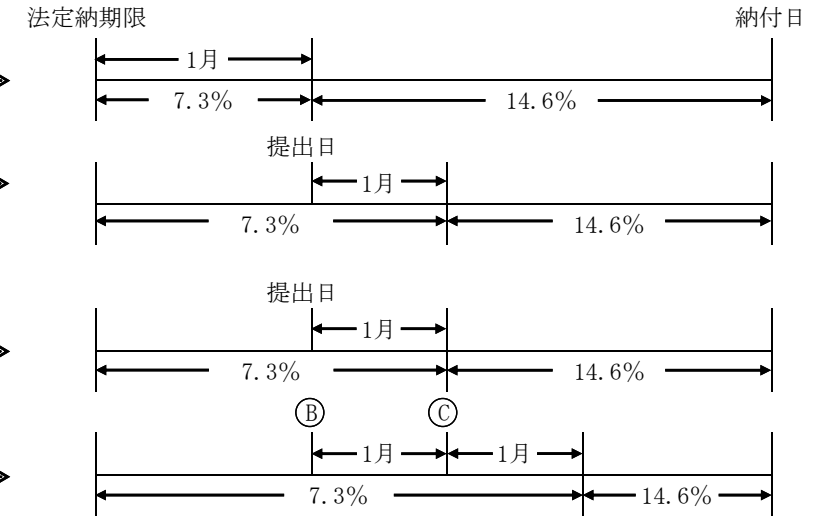
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)。ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3%に満たない場合は、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)を税額に乗じて計算した金額。なお、延滞金の額を計算する場合において、その税額の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (2) 修正申告・更正・決定に対する延滞金については、確定申告書等の法定納期限(地方税法第20条の5の2により申告納付期限の延長のあつたときは、その延長された期日。以下単に「法定納期限」という。)にさかのぼって徴収されます。ただし、延滞金の計算期間から控除される場合があります。(④・⑥参照)

3 滞納処分について

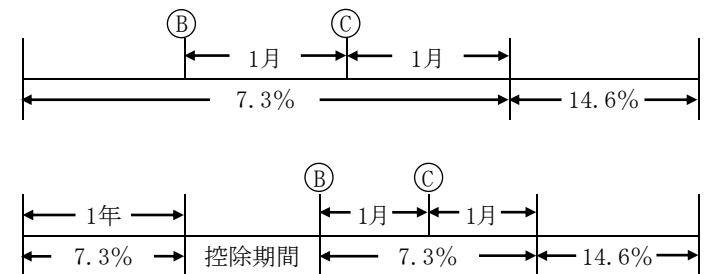
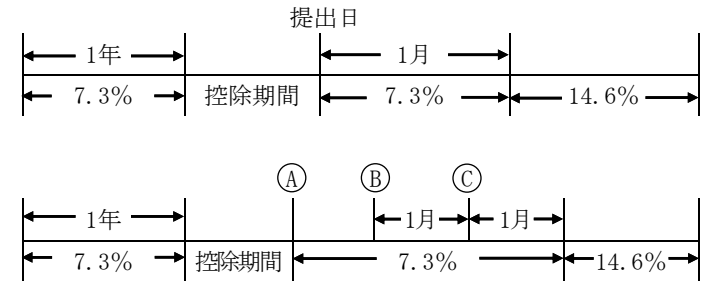
納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分をすることになります。

(延滞金の計算方法)

- ① 確定申告書等を法定納期限内に提出しているとき。 →
- ② 上記申告書等を法定納期限後に提出しているとき。 →
- ③ 法人税の修正申告書を提出するか又は更正決定を受けたとき。
 - ㊦ 市民税の修正申告書を提出したとき。 →
 - ㊧ 市民税の修正申告書を提出しなかつたため、市から市民税の更正決定を受けたとき。 →
- ④ 上記③の場合で、法定納期限(期限後に提出しているときは、その提出日。以下同じ。)から1年を経過した日以後に、市民税の修正申告書を提出するか又は更正決定を受けたときは、延滞金の計算期間から控除される期間があります。
 - ㊦ ③の㊦のときは、上記1年を経過した日から、市民税の修正申告書を提出した日までの期間が控除期間となります。 →
 - ㊧ ③の㊧のときは、上記1年を経過した日から、法人税の修正申告書を提出した日又は更正決定通知書の発せられた日までの期間が控除期間となります。 →
- ⑤ 市の調査により、市民税の更正決定を受けたとき。 →
- ⑥ ⑤の場合で、法定納期限から1年を経過した日以後に、市民税の更正決定を受けたときは、その1年を経過した日から、市民税の更正決定通知書が発せられた日までの期間が、控除期間となります。(注意) 決定の場合は控除されません。 →



※ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合



- ※ ㊦ 法人税の修正申告書を提出した日又は更正決定通知書が発せられた日
 ㊧ 市民税の更正決定通知書が発せられた日
 (③の㊦、④の㊧及び⑥については決定を除く。)
 ㊨ 市民税の更正決定による指定納付期限